

【大学院・10月入学生用】

2026 年度 入学料免除・入学料徴収猶予・ 後期分授業料免除申請のしおり

申請者（学生本人）は、このしおりを熟読し、
申請に必要な書類を取り揃えて、指定された期間内に提出してください
申請受付期間を過ぎた場合、いかなる理由があっても一切受付しません

1. 制度について	1
2. 申請資格	1
(1) 申請ができる者	1
(2) 免除・徴収猶予の対象外となる者	2
3. 申請方法	3
(1) 申請受付期間	3
(2) 申請書類提出方法	3
4. 結果通知	3
5. 申請準備	5
<STEP 1> 申請区分の確認	5
<STEP 2> 家計支持者・世帯構成員の確認	6
<STEP 3> 就学者に該当する方の確認	7
<STEP 4> 家計支持者の近年の就業状況を確認	8
<STEP 5> 申請書類の確認・準備	8
<STEP 6> 申請書類の提出	15
6. 選考基準	
(1) 家計基準	16
(2) 学力基準	16

授業料等免除に関する 問 合 せ 先	香川大学 学生生活支援課（授業料免除担当） TEL：087-832-1163 または 1398 MAIL： gakusei-jyumen-h@kagawa-u.ac.jp
授業料等の納付に関する 問 合 せ 先	香川大学 経理課 TEL：087-832-1086

1. 制度について

香川大学では、大学院生（私費外国人留学生含む）を対象に、大学独自制度による入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除を実施しています。

なお、家計基準・学力基準を基に選考しますので、申請を行えば、必ず免除になるというものではありません。

入学料免除

学生本人からの申請に基づき、本学の定める基準により選考を実施し、入学料の全額または半額の免除を許可する制度です。

免除は限られた予算の範囲内で行うため、基準を満たしていても、予算の都合により不許可となる場合もあります。

入学料徴収猶予

学生本人からの申請に基づき、本学の定める基準により選考を実施し、入学料の徴収猶予を許可する制度です。最長、翌年2月末日までの猶予が許可されます。

納付期限までに、入学料を納付することが困難な者に対して、納付期限が延長されるものであり、入学料が免除されるものではありません。

授業料免除

学生本人からの申請に基づき、本学の定める基準により選考を実施し、授業料の全額または半額の免除を許可する制度です。選考は、前期分・後期分それぞれについて実施します。

免除は限られた予算の範囲内で行うため、基準を満たしていても、予算の都合により不許可となる場合もあります。

2. 申請資格

（1）申請ができる者

入学料免除申請ができる者

大学院の入学生（日本人・私費外国人留学生）で、以下①～③のいずれかに該当する場合、申請することができます。

- ① 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 2025年10月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

入学料徴収猶予申請ができる者

大学院の入学生（日本人・私費外国人留学生）で、以下①～③のいずれかに該当する場合、申請することができます。

- ① 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 2025 年 10 月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- ③ その他やむを得ない事情があると学長が認める者

授業料免除申請ができる者

大学院生（日本人・私費外国人留学生）で、以下①～③のいずれかに該当する場合、申請することができます。

- ① 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 2025 年 10 月以降において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

（２）免除・徴収猶予の対象外となる者

以下①～⑦のいずれかに該当する場合は、免除・徴収猶予の対象から除外します。

- ① 懲戒処分を受けた者（懲戒処分を受けた日が、最終学年の後期の場合は当該期の授業料とし、それ以外は翌期の授業料とする。）
- ② 特別な理由なく、標準修業年限を超えて在籍している者（※）
- ③ 既に当該年度分または当該期分の授業料を納付した者
- ④ 申請に必要な書類を指定された期日までに連絡なく提出しなかった者
- ⑤ 大学から申請者（学生本人）へ申請内容の確認や追加書類の提出等の連絡をしたが、指定された期日までにこれに対応せず、選考に支障をきたす場合

（※）標準修業年限を超えて在籍している者は、病気、留学等の特別な理由がある場合に限り、免除申請ができます。ただし、標準修業年限を超えた「最初の１年以内」のみ申請可能です。該当する場合は、申請前に余裕をもって、学生生活支援課まで事前相談してください。後日、指導教員の所見の提出を求めることがあります。

3. 申請方法

(1) 申請受付期間

入学手続時 ～ 2026 年 9 月 24 日 (木) 17 時 (必着)

※期限後の提出は、いかなる理由があっても受け付けません。

(2) 申請書類の提出方法

入学手続書類と同封のうえ、『**郵送**』または『**持参**』にて提出してください。

4. 結果通知

入学料免除・入学料徴収猶予

2026 年 10 月中旬～下旬頃 (予定) に、提出された**選考結果通知用封筒**により、郵送にて通知します。

後期分授業料免除

2026 年 12 月中旬～下旬頃 (予定) に、教務システム「**カダサポ**」より、申請者 (学生本人) に通知します。

※後期分授業料免除の結果について、郵送での通知を希望する場合は、結果通知用封筒を併せて提出してください。

(長形 3 号封筒 (120mm×235mm) に、110 円分の切手を貼付し、宛先に住所・氏名を記入、封筒表面の左下に、申請者本人の受験番号・氏名を記入したもの)

申請から結果通知後までの注意事項

- ・ 申請者は結果通知までの間、入学料・授業料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。
(授業料が口座引落の場合は、引落しを停止します。)
- ・ 入学料について、免除不許可、半額免除許可、徴収猶予不許可となった者は、**結果通知日を含めて 14 日以内**に、所定の額を納付してください。
- ・ 入学料の徴収猶予許可となった者は、**2027 年 2 月末日まで**に、所定の額を納付してください。
- ・ 後期分授業料について、免除不許可、半額免除許可となった者は、結果通知の案内に従って指定された期限までに、所定の額を納付してください。(口座引落の場合は、12 月の授業料引落日に引き落とし予定です。)
- ・ 申請の取り下げは、申請者 (学生本人) から申し出があった場合のみ、これに応じます。

- ・ 2026 年 9 月 30 日までに入学を辞退する場合 または 申請を取り下げる場合は、未納の入学料を必ず納付していただきます。※納付されない場合は、入学辞退及び申請取り下げは許可されません。
- ・ 結果通知までに退学・休学する場合は、必ず学生生活支援課まで申し出てください。
- ・ 申請を受理した場合であっても、後日「免除・徴収猶予の対象外となる者」に該当することが判明した場合は、当該申請がなかったものとして取り扱います。なお、提出された書類は返却しません。
- ・ 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除を許可された者で、**申請書類の記載事項に虚偽の事実、もしくは記入漏れがあること等が判明した場合、または申請の理由が消滅した場合は、免除または徴収猶予の許可を取り消す場合があります。**この場合は、免除または徴収猶予された入学料・授業料の額を直ちに納付しなければなりません。
- ・ 入学料免除のみを申請し免除不許可となった後に、入学料徴収猶予を申請することはできません。
- ・ 確認事項等がある場合、**申請者（学生本人）の電話番号 または 入学後に大学から付与されるメールアドレス（学籍番号のメールアドレス）**に、問い合わせをします。

以下の電話番号・メールアドレスから連絡しますので、電話やメールは随時確認し、必ず対応してください。

学生生活支援課（授業料免除担当）

TEL : 087-832-1163 または 1398

MAIL : gakusei-jyumen-h@kagawa-u.ac.jp

**大学からの問い合わせに応じなかった、必要書類が提出されなかった 等
選考に支障をきたす事項が発生した場合は、免除・徴収猶予の対象外とします。**

【参考】2027 年度前期分授業料免除申請について

次年度 2027 年度前期分授業料免除申請は、以下のとおり実施する予定です。

免除を希望する方は、**全員新たに**、申請する必要があります。

詳細は、掲示板及びホームページにて周知しますので、見逃しのないよう随時確認してください。

資料公表時期（予定）	2027 年 1 月中旬頃
申請受付期間（予定）	2027 年 2 月中旬～3 月上旬頃
結果通知時期（予定）	2027 年 7 月下旬頃

【参考】授業料口座引落しの手続きについて

授業料は、原則として「口座引落」での納入となります。

授業料免除を申請する場合も、必ず「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（3 枚綴り）を金融機関へ提出してください。

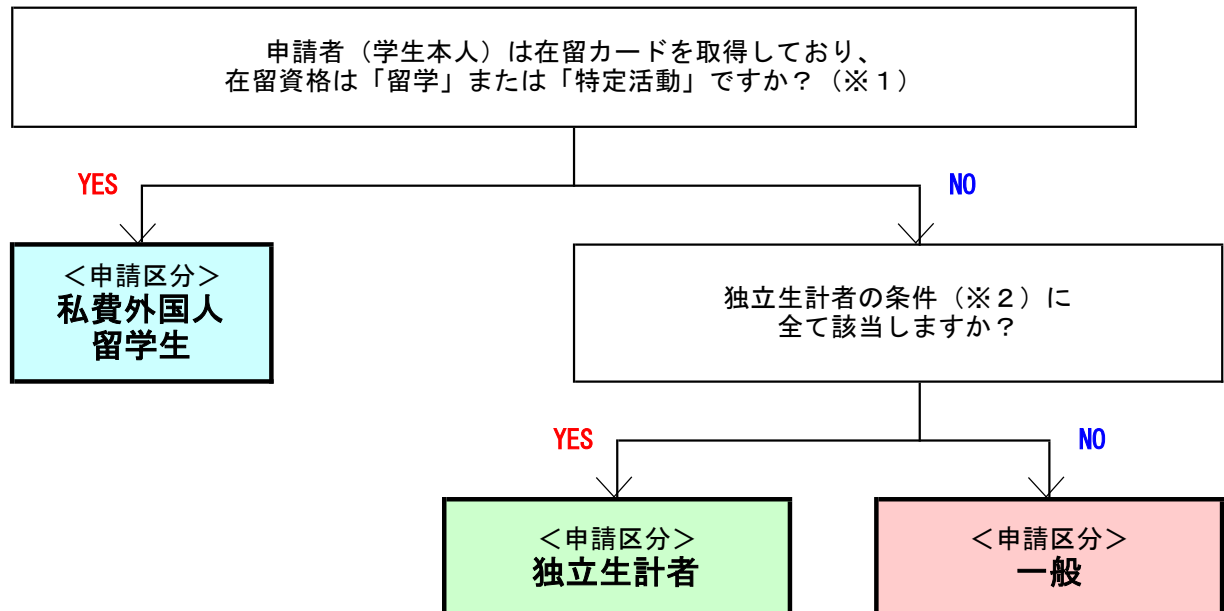
※「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」及び口座引落手続きの詳細に関する案内は、入学手続書類に同封しています。

5. 申請準備

<STEP 1> 申請区分の確認

申請区分により、家計支持者や世帯構成員に該当する方が異なります。
以下のフローチャートから、ご自身の**申請区分**を確認してください。

▶ 申請区分確認フローチャート



（※1） 家計状況等により、「留学」または「特定活動」以外の在留資格を持つ方も、私費外国人留学生として必要書類を求める場合があります。

（※2） 独立生計者の条件は以下の①～④です。全てに該当する必要があります。

① 以下のいずれかに該当する者であること

- ・ 本人（配偶者がいる場合は配偶者含む）に年間123万円を超える収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ・ 今年度、収入（給付奨学金（年額）、アルバイト等も含めた総額）が123万円を超える見込みの者
- ・ 本人が本学への入学のために退職（休職等）し無収入となった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預貯金残高が123万円を超えている場合

② 本人（配偶者を含む）が所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないこと

③ 本人（配偶者を含む）が本人（及び配偶者）の父母等と別居していること
（※二世帯住宅等では別居とは認定できません。）

④ 本人（配偶者を含む）が父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていないこと

<STEP 2> 家計支持者・世帯構成員の確認

以下の「家計支持者・世帯構成員早見表」により、ご自身の家計支持者・世帯構成員を確認してください。

【注意】家計支持者の扶養下については、2026年10月1日時点での情報を確認してください。

▶ 家計支持者・世帯構成員早見表

	申請者 (学生本人)	配偶者	父母	家計支持者の 扶養下にある 兄弟姉妹	子	家計支持者の 扶養下にある 祖父母	家計支持者の 扶養下のない 兄弟姉妹等
一般	○※ ₁	※ ₅	◎※ ₂	○	※ ₅	○	×
独立生計者	◎	◎	○※ ₃	○	○※ ₃	○	×
私費外国人 留学生	◎	◎※ ₄	※ ₃	※ ₅	○※ ₃	※ ₅	×

◎：家計支持者

○：世帯構成員

×：世帯に含めない

- ※₁ 申請者(学生本人)が定職を持っている場合 または 年金等の所得がある場合 は、申請者(学生本人)も『家計支持者』となります。
- ※₂ 無職・無収入等の事情により父母に代わって申請者の家計を支えている者がいる場合は、その者を家計支持者とし、その旨を「(様式 11) 申立書」に記載して提出してください。
(原則は父母両方(母子・父子家庭の場合は母または父)です。)
- ※₃ 申請者(学生本人)または配偶者の扶養下にある場合のみ、世帯構成員となります。
- ※₄ 配偶者は日本国内にいる場合のみ、家計支持者となります。
- ※₅ 該当がある場合は、申請前に余裕をもって、学生生活支援課まで事前相談してください。

その他、早見表ではわからない場合や不明な点がある場合は、申請前に余裕をもって、学生生活支援課まで事前相談してください。

【参考】扶養下にある方の確認方法

家計支持者の「源泉徴収票」または「確定申告書」の赤枠欄に記載されている方が、扶養下にある方です。
 ※赤枠欄に記載がある場合でも、**2026年10月1日時点**で就職等により扶養から外れている方は
世帯構成員とはなりません。

<STEP 3> 就学者に該当する方の確認

就学者とは、**2026年10月1日時点**で、以下の①・②のいずれかの学校に在学している者です。
 家計支持者及び世帯構成員が、就学者に該当するか確認してください。

（就学者に該当する方は、「家庭調書」の『就学者』欄に記載が必要です。）

- ① 小学校、中学校、高校、高等専門学校、大学（大学院、専攻科、別科を含む）、特別支援学校
- ② 専修学校（高等課程、専門課程）

【注意事項】

- ・ 放送大学については、全科履修生、特科生に限り、就学者となります。
- ・ 各種学校（予備校、職業訓練校、防衛大学校他）、専修学校（一般課程）に在学している方は、「就学者」とみなしません。「家庭調書」の『就学者を除く家族』欄に記載してください。
- ・ 「家計支持者」に該当する方が定職に就きながら就学している場合は、「家庭調書」の『就学者』及び『就学者を除く家族』両方に記載してください。

＜STEP 4＞ 家計支持者の近年の就業状況を確認

＜STEP 2＞で確認した「家計支持者」に該当する方全員に、以下①・②を必ず確認し、記録してください。

- ① 2025 年 1 月 1 日以降に、就職・転職・退職・雇用形態の変更・開業・廃業等の有無
- ② 2026 年 10 月 1 日現在の状況（職業、勤務先名等も確認）

【注意事項】

申請内容について確認事項等がある場合は、大学から申請者（学生本人）へ連絡します。

申請者（学生本人）は、家計支持者の近年の就業状況について必ず説明できるようにしてください。

（複雑で説明が難しい場合は、申請書類に、近年の経歴についてのメモを添えても構いません。）

＜STEP 5＞ 申請書類の確認・準備

- ① 申請者全員が提出する書類
- ② 収入状況に関する書類
- ③ 世帯状況に関する書類

を確認し、提出必要な書類を準備してください。

【注意事項】

- ・ 2026 年 10 月 1 日時点の状況で申請書類を作成してください。
- ・ 各種様式は、香川大学 HP よりダウンロードし、各自印刷してください。
- ・ 書類は全て「黒ボールペン」で記載してください。（消せるボールペンは不可。）
- ・ 記載内容が鮮明に読み取れるものを提出してください。
- ・ 書類は全て「A 4 サイズ」に揃えて提出してください。
A 4 サイズより小さい書類は、『貼付台紙』に貼り付けて提出してください。
- ・ 書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。
- ・ 提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取ってください。
- ・ 提出された書類は、入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。
- ・ 書類不備の場合は、選考の対象外となることがあります。
- ・ 申請受付期間以降でないと発行できない書類がある場合は、「(様式 14) 未提出書類申告シート」に必要事項を記入し、提出してください。
- ・ 2026 年 10 月 1 日までに申請内容に変更があった場合（家計支持者の就職・転職等）は、早急にその旨を連絡してください。
連絡のない事実が判明した場合、免除・徴収猶予を許可された場合であっても、許可を取り消すことがあります。

① 申請者全員が提出する書類

<STEP 1>で確認したご自身の申請区分に該当する表を確認し、必要な書類を全て準備してください。

申請区分：一般		
必要書類	対象者	注意事項
提出書類チェックシート【一般用】	-	
申請書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
家庭調書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
令和8年度(令和7年分) 所得課税証明書<原本> <u>(記載省略のないもの)</u>	・家計支持者 【母子父子家庭の場合】 ・家計支持者 ・就学者を除く 世帯構成員全員	○ 家計支持者(原則、父母両方)について提出。 ○ 母子・父子家庭の場合は、父または母と就学者を除く世帯構成員全員分を提出。 ○ 申請者(学生本人)が、定職を持っている場合、または、年金等の所得がある場合は申請者本人についても提出。
(様式1)奨学金受給状況申立書	・申請者本人	○ 2026年度に受給(予定含む)する給付型奨学金について記入し提出。 ※ <u>返還不要の奨学金のみ</u> 記入してください。 ○ 受給が決定している場合は、「決定通知」等、『受給額』と『受給期間』がわかる書類を提出。
選考結果通知用封筒 (入学金免除・入学金徴収猶予を希望する方のみ、必須)	-	○ 長形3号封筒 (120mm×235mm)に、 460円分の切手 を貼付し、封筒の宛先に「 家計支持者の住所・氏名 」を記入、封筒表面の左下に「 申請者本人の受験番号・氏名 」を記入し、提出。 ※提出後に、住所の変更等があった場合は、必ず連絡してください。
収入状況に関する書類	・家計支持者	○ 家計支持者(原則、父母両方)について、12～13ページを確認し、該当する項目全ての書類を提出。 ○ 母子・父子家庭の場合は、父または母について、12～13ページに該当する項目全ての書類を提出。 ○ 申請者(学生本人)が、定職を持っている場合、または、年金等の所得がある場合は、申請者本人についても提出。
世帯状況に関する書類	・家計支持者、世帯構成員で該当する方	○ 14～15ページを確認し、該当する項目全ての書類を提出。

申請区分：独立生計者		
必要書類	対象者	注意事項
提出書類チェックシート【独立生計者用】	-	
申請書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
家庭調書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
令和8年度(令和7年分) 所得課税証明書<原本> <u>(記載省略のないもの)</u>	・申請者本人 ・配偶者	
(様式1)奨学金受給状況申立書	・申請者本人	○ 2026年度に受給(予定含む)する給付型奨学金について記入し提出。 ※ <u>返還不要の奨学金のみ</u> 記入してください。 ○ 受給が決定している場合は、「決定通知」等、『受給額』と『受給期間』がわかる書類を提出。 ※ 配偶者が2026年度に給付型奨学金を受給(予定含む)している場合は、配偶者も提出してください。
(様式12)家計状況報告書	・申請者本人	○ (様式12)に記載のある『支払ったことのわかる書類』等も併せて提出。
(様式13)独立生計者チェックシート	-	
選考結果通知用封筒 (入学金免除・入学金徴収猶予を希望する方のみ、必須)	-	○ 長形3号封筒(120mm×235mm)に、 460円分の切手 を貼付し、封筒の宛先に「 申請者本人の住所・氏名 」を記入、封筒表面の左下に「 申請者本人の受験番号 」を記入し、提出。 ※提出後に、住所の変更等があった場合は、必ず連絡してください。
収入状況に関する書類	・申請者本人 ・配偶者	○ 12～13ページを確認し、該当する項目全ての書類を提出。
世帯状況に関する書類	・家計支持者、世帯構成員で該当する方	○ 14～15ページを確認し、該当する項目全ての書類を提出。
「マイナ保険証」の画面コピー (マイナポータル「健康保険証」→「資格情報」の画面コピー)	・申請者本人 ・配偶者	○ 健康保険の「資格確認書」のコピーでも可。
住民票<原本>	・申請者本人 ・配偶者 ・申請者の父母両方	○ やむを得ない事由により、提出できない対象者がいる場合は「(様式11)申立書」にその事由を記載し提出。
父母等の所得税法上の扶養親族ではない事が証明できる書類	・申請者の父母両方	○ 父母両方の以下のいずれかの書類を提出。 ・ 令和8年度(令和7年分)所得課税証明書<原本> <u>(記載省略のないもの)</u> ・ 「令和7年分源泉徴収票」のコピー ・ 「令和7年分確定申告書」のコピー ○ やむを得ない事由により、提出できない対象者がいる場合は「(様式11)申立書」にその事由を記載し提出。
通帳の写し、預金残高証明書等	・申請者本人	○ 退職・休職し預貯金により生活を行っている場合は、氏名と預金残高が123万円以上あることが分かる書類を提出。

申請区分：私費外国人留学生		
必要書類	対象者	注意事項
提出書類チェックシート 【私費外国人留学生用】	-	
申請書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
家庭調書	-	○ 2026年10月1日現在の情報を記入し提出。
令和8年度(令和7年分) 所得課税証明書<原本> <u>(記載省略のないもの)</u>	・申請者本人 ・配偶者	※ 2026年1月2日以降に来日した方は不要です。
在留カード(両面)のコピー	・申請者本人 ・配偶者	○ 2026年10月1日時点で有効期限内であり、住居地が 現住所となっている在留カード(両面)のコピーを提出。 ※ 家族が日本にいる方は、家族の在留カードコピーも 提出してください。
(様式1)奨学金受給状況申立書	・申請者本人	○ 2026年度に受給(予定含む)する給付型奨学金について 記入し提出。 ※ <u>返還不要の奨学金</u> についてのみ記入してください。 ○ 受給が決定している場合は、「決定通知」等、 『受給額』と『受給期間』がわかる書類を提出。 ※ 配偶者が2026年度に給付型奨学金を受給(予定含む) している場合は、配偶者も提出してください。
(様式12)家計状況報告書	・申請者本人	○ (様式12)に記載のある『支払ったことのわかる書類』等も 併せて提出。
選考結果通知用封筒 (入学金免除・入学金徴収猶予を 希望する方のみ、必須)	-	○ 長形3号封筒(120mm×235mm)に、 460円分の切手 を貼付し、封筒の宛先に 「 申請者本人の住所・氏名 」を記入、封筒表面の左下に 「 申請者本人の受験番号 」を記入し、提出。 ※提出後に、住所の変更等があった場合は、 必ず連絡してください。
収入状況に関する書類	・申請者本人 ・配偶者	○ 12～13ページを確認し、該当する項目全ての書類を 提出。 ※ 来日後の収入についてのみ、提出してください。
世帯状況に関する書類	・家計支持者、世帯構成員で 該当する方	○ 14～15ページを確認し、該当する項目全ての書類を 提出。

② 収入状況に関する書類

＜STEP 2＞で確認した『家計支持者』の方について、該当する区分に必要な書類を全て準備してください。
※所得が複数ある場合等で、複数の区分に該当する場合は、該当する区分全ての書類提出が必要です。

区分		必要書類	発行元
給与収入がある方 (パート・アルバイトを含む)	① 2025年1月1日以前に就職した方	○「令和7年分源泉徴収票」のコピー ※2025年の給与収入 <u>全て</u> に関するもの	勤務先
	② 2025年1月2日以降に就職・転職した方	○ 2026年10月1日現在の勤務先の「(様式2)給与等月額証明書」	勤務先か本人の申し立て
		○「令和7年分源泉徴収票」のコピー ※2025年の給与収入 <u>全て</u> に関するもの	過去の勤務先
		○ 2025年以降に退職した勤務先 <u>全ての</u> 「(様式3)退職証明書(申立書)」	過去の勤務先か本人の申し立て
	③ 2025年1月2日以降に退職した方	○「令和7年分源泉徴収票」のコピー ※2025年の給与収入 <u>全て</u> に関するもの	過去の勤務先
		○ 2025年以降に退職した勤務先 <u>全ての</u> 「(様式3)退職証明書(申立書)」	過去の勤務先か本人の申し立て
	④ 2026年10月1日現在休職中の方	○ ①～③の該当する区分に必要な書類	-
○ 休職証明書, 給与支給(見込)証明書, 傷病手当金受給額の分かる書類 (様式事由)		勤務先	
【注意】パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「(様式2)給与等月額証明書」を提出してください。 (既に退職している場合は不要です。)			
給与収入以外の所得がある方 (営業所得・農業所得・不動産所得・利子配当所得・雑所得)	① 確定申告している方	○「令和7年度確定申告書」の『第一表・第二表』、『収支内訳書』、『青色申告決算書』のコピー	税務署
		○ 令和7年度確定申告書の税務署等による受付事実を確認できるもの (電子申請「受信通知」のコピーや窓口で交付される「リーフレット」など、受付番号または受付日時の記載があるもの) ※提出できない場合は、「(様式11)申立書」にその旨を記載し、提出してください。	税務署
	② 市区町村民税・都道府県民税申告をしている方	○「令和8年度市区町村・都道府県民税申告書」のコピー (市区町村役場による受付事実を確認できるもの(受付印があるもの等))	市区町村役場
	③ 農業所得がある方で、転作奨励金の交付を受けている方	○ ①, ②の該当する区分に必要な書類	-
		○ 受給金額の分かる証明書(コピー可)	市区町村役場 農業協同組合
	④ 2025年1月2日以降、新規に給与収入以外を得ることとなった方	○「(様式5)開業届」	本人の申し立て
		○ 直近3か月分の帳簿等のコピー	本人の申し立て
無職の方 (2026年10月1日現在)		○「(様式4)無職申立書」 ※66歳以上の方(2026年10月1日現在)は提出不要です。 ※所得課税証明書に収入・所得の記載がなく、被扶養者となっている配偶者・障害者も提出不要です。	本人の申し立て
		○ 2025年1月以降に退職した勤務先がある場合は、「(様式3)退職証明書(申立書)」を併せて提出	過去の勤務先か本人の申し立て
2026年10月1日現在の職業が未定の方 (就職活動中で未定等)		○ 申請時点の状況の詳細を記載した「(様式11)申立書」 ※2026年10月1日現在の状況が分かり次第、早急に連絡してください。 (状況に応じた追加書類の提出が必要です。)	本人の申し立て
失業給付金受給者 (受給予定者を含む)		○「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ) または「失業給付金給付明細書」のコピー	ハローワーク (公共職業安定所)
		※ 申請後、2026年10月1日からの就職が決まった場合は、早急に連絡のうえ、新勤務先の「(様式2)給与等月額証明書」を提出してください。	勤務先か本人の申し立て

(本表は次頁に続きます)

区分	必要書類	発行元
年金受給者 (遺族年金・障害年金・農業者年金・個人年金等、 恩給、原爆健康管理手当を含む)	○ 「(様式6)年金受給一覧表」	本人の申し立て
	○ 最新の「年金支払(振込)通知書」または 「年金額改定通知書」のコピー ※源泉徴収票は不可。	日本年金機構 保険会社 等
	※ 複数の年金を受給している場合は、すべての年金に ついて記入・提出してください。	
児童扶養手当受給者	○ 最新の「児童扶養手当証書」のコピー	市区町村役場等
特別児童扶養手当受給者	○ 最新の「特別児童扶養手当証書」のコピー	市区町村役場等
生活保護費受給者	○ 直近1年分の「生活保護決定(変更)通知書」のコピー ※受給期間が1年に満たない場合は、受給分すべてを 提出してください。	都道府県 または市区町村
親戚・知人等から援助金がある者	○ 援助の年額がわかるもの ※ない場合は、援助者が作成し署名した 「(様式11)申立書」を提出してください。	本人の申し立て等
【注意①】 提出する「所得課税証明書」に記載の所得額 と「源泉徴収票」等に記載の所得額 に 差額 がある場合は、 差額が発生した理由 を、提出書類の余白(分かりやすい位置)に記載してください。 (記載のない場合は、メール等にて差額が発生した理由を個別確認しますので、必ず対応してください。)		
【注意②】 提出する「源泉徴収票」のコピーや「確定申告書」のコピー等 で、 家計支持者 が世帯構成員となる方を扶養していることが確認できない場合は、 「(様式11)申立書」にその旨を記載し、提出してください。 (『2026年10月1日時点で、父・〇〇は、子・△△を扶養しています。』等と、 <u>家計支持者本人が記載してください。</u>)		

③ 世帯状況に関する書類

＜STEP 2＞で確認した『世帯構成員』の方や、ご自身の世帯状況等について、該当する区分に必要な書類を全て準備してください。

※複数の区分に該当する場合は、該当する区分全ての書類提出が必要です。

区分	必要書類	発行元
申請者(学生本人)が大学院1年次生で、最終学歴が香川大学以外の日本国内の大学・大学院である場合	○ 卒業大学(または修了大学院)の成績証明書	大学等
小学校・中学校・高校以外の学校の就学者がいる世帯	○ 2026年10月1日以降に発行された「在学証明書」〈原本〉 ※2026年10月1日以降、速やかに提出してください。	学校
母子・父子世帯	○ 「(様式7)母子・父子世帯申立書」	本人の申し立て
	○ 就学者を除く世帯全員の「令和8年度(令和7年分)所得課税証明書」〈原本〉 (記載省略のないもの)	市区町村役場等
	○ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、 受給金額の分かる通知書のコピー	
	※ 勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となる場合もあります。	
障害者がいる世帯	○ 「障害者手帳」等のコピー ※障害年金受給の有無を余白に記載してください。 ※障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書の コピーを併せて提出してください。	所轄官庁等
	○ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、 受給金額の分かる通知書のコピー	
最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の 長期療養者がいる世帯 ※長期療養者とは、 「申請時、現在療養中であり、 6か月以上の療養期間を要する者」で、 療費等を支払っている者をいい、 療養が終わっている者は該当しません。 ※最近1年間(前期:前年4月～今年3月/ 後期:前年10月～今年9月)の療養費 自己負担額が10万円に満たない場合は 対象となりません。	○ 「(様式8)長期療養証明書」	本人の申し立て
	○ 診断書 〈原本〉 ※病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を 必要とすることが必ず記載されているものを提出してください。	医療機関等
	○ 支払った医療費等の領収書のコピー ※診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の 領収書のみを提出してください。	
	○ 支払った医療費等に対し、附加給付金や生命保険等から 補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄に その金額を記入し、その金額を証明する書類のコピーを提出	保険会社等
	※ 控除の対象となる費目は、以下のとおりです。 ア)医師(歯科医師)に対して支払う診療・治療費 イ)病院、診療所への入院費用(食費等を除く) ウ)マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費 エ)看護人に対して支払う費用(賄い費を含む) オ)治療又は療養のための医薬品費 カ)病院、診療所に通院するための交通費(必要不可欠なものに限る) キ)介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の 自己負担額(食費等を除く)。 この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。	
学資負担者が単身赴任で 別居している世帯	○ 「(様式9)学資負担者別居に伴う支払申立書」	本人の申し立て
	○ 別居先で支払った住居費、光熱水、その他費の支払いを 証明できる通帳のコピー または 領収書のコピー 等	

(本表は次頁に続きます)

区分	必要書類	発行元
申請者本人 もしくは 学資負担者が 2025年10月以降に風水害等の災害を 受けた世帯	○「(様式10)被害状況申立書」 ※被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、 保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて 記入してください。 (単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。)	本人の申し立て
	○ 被災(罹災)証明書	消防署 市区町村役場 保険会社等
	○ 家屋等の賃貸契約書・各種契約書のコピー	
	○ 家屋等補修見積書 等	
	○ 保険金支払証明書・明細書	
	○ 家屋課税台帳登録証明書	
学資負担者が、2025年10月以降に 死亡した世帯	○ 死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類 (「所得(課税)証明書」<原本>、「源泉徴収票」のコピー等)	市区町村役場 医療機関
	○ 死亡診断書又は死亡を確認できる書類のコピー (除籍謄本等)	
	○ 遺族年金等の受給金額の分かる通知書のコピー	
	※ 遺族年金の受給がない場合は、その旨を提出書類の余白に 記入してください。	
不明な部分を明らかにする書類	○ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。	-

<STEP 6> 申請書類の提出

「3. 申請方法」に記載の内容を確認し、『申請受付期間』に書類を提出してください。

【注意事項】

- ・「提出書類チェックシート」の順番に並べて提出をお願いいたします。
- ・提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取ってください。

6. 選考基準

(1) 家計基準 (目安)

免除基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。

【例】サラリーマン世帯

- 世帯構成員は4人
… 父、母、本人が大学院博士前期課程（自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）
- 給与所得者が「父親1人」

⇒ この場合、賞与を含む税込年収が概ね720万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

【例】その他の職業の世帯

- 世帯構成員4人
… 父、母、本人が大学院博士前期課程（自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）
- 所得者が「父親1人」

⇒ この場合、必要経費控除後の金額が概ね460万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

(2) 学力基準

- ① 別表1「学業成績」に該当する者
- ② 母子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく特別の事情がある者については、別表2「学業成績（特例）」に該当する者

別表1 学業成績

大 学 院	1 年次生	①卒業大学の成績評点が2.0以上の者 ②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）
-------------	-------	---

別表2 学業成績（特例）

大 学 院	1 年次生	①卒業大学の成績評点が1.8以上の者 ②香川大学が認める者（成績評点が得られない場合等）
-------------	-------	---

※編入学した者及び転入学した者の当該年次については、この学力基準は適用しない。
入学試験に合格したことをもって、学力基準を満たしているものとする。